

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	<p>① E B P M推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を経常的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施等に当たり各府省が収集した報告者の声（提案）や統計ニーズについて、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間企業等による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。</p> <p>② 所管統計調査の設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>第175回統計委員会・第23回企画部会（令和4年3月合同開催）における「国が実施する統計調査に関する提案募集」に関する主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の声を把握し、改善につなげる取組は非常に重要であり、継続していただきたいが、ホームページにおける意見募集の場所が分かりにくいので、工夫してほしい。 統計調査に対する報告者であると同時に、利用者である国民の声を聴くような仕組みが設けられていることは大変重要。関係府省においては、寄せられた提案に対して、国民からの貴重な意見としてしっかり検討いただき、対応可能なものから、順次、実行に移してほしい。
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>① 国の統計に関する提案を経常的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握を開始した。これまでに計156件の意見を受け付け、対応方策について関係府省と協力して検討し、統計委員会に報告の上、公表している。また、過去の意見受付分の対応状況のフォローアップについても、統計委員会に報告の上、公表している。</p> <p>② 各府省における主な取組は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職種別民間給与実態調査において、府省内外の統計ニーズも含め調査項目の必要性を改めて精査し、報告者の負担軽減等の観点も踏まえ、調査項目の削減等の見直しを行うとともに、令和2年（2020年）調査から、一部の調査項目について、オンライン調査システムの活用を希望する事業所が同システムを活用できる仕組みを導入することとした。民間企業における役員報酬（給与）調査において、報告者の声等を踏まえ、作成要領等の整理・統合を行い、参照資料の削減を図ると共に、オンライン調査の導入を行う（予定）など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。民間企業の勤務条件制度等調査において、平成30年（2018年）調査から、企業の情報等の共通事項についてプレプリントを実施した。また、オンライン調査システムの活用を希望する事業所が同システムを活用できる仕組みを、令和元年（2019年）調査から一部の調査項目について導入し、令和3年（2021年）調査において全ての調査項目について導入した。（人事院） 所管統計調査における有識者による企画分析会議等での統計の基本的な考え方を踏まえ、検討実施。（内閣府） 総務省が所管する各種統計調査の企画・見直しに当たっては、総務省統計委員会担当室が実施する「国が実施する統計調査に関する提案募集」はもちろん、関係府省や地方公共団体、有識者や報告者等へのヒアリングなどを個別に実施することで統計ニーズを把握し、可能な限りの対応を図っているところ。（総務省）

	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度（2018 年度）における調査の実施に当たり、外部有識者等による委員会からの意見聴取、犯罪被害者支援団体からのヒアリングなどにより、統計ニーズの把握に努めた。（法務省） 総務省が実施した「国が実施する統計調査に関する提案募集」において、経団連から提出された改善要望のうち、文部科学省対応分について対応を行った。（文部科学省） 統計調査の見直しに当たっては、利活用リストを活用し省内外の関係課室への確認を行ったほか、パブリックコメントの実施や業界団体、利活用者等へのヒアリングにより、国民の意見やニーズを把握した上で、記入者負担の軽減にも配慮した計画案を策定し、総務大臣へ変更申請を行った。（経済産業省） 統計を利用した結果の検討会等において、ニーズの把握に努めている。（環境省）
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ 公的統計の作成及び提供に当たっては、社会経済情勢の変化に伴い生ずる統計ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応することが重要である。一方で、統計ニーズに対応するために、報告者に過度な負担を強いることは、統計調査への協力意識の低下、ひいては統計調査の結果精度にも影響を及ぼすことにも留意する必要がある。</p> <p>現在、国の統計に関する提案を定期的に把握する仕組みが構築されているところ、引き続き、統計ニーズや報告者の声を把握し、改善の取組を不断に進めていくことが必要ではないか。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>i) E B P M推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を定期的に募集し、また、各府省が収集した報告者の声や統計ニーズのうち、府省横断的な検討が必要と考えられるものについて各府省から報告を受け、これらの募集や報告により把握した提案等について、関係府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。【総務省；令和 5 年度（2023 年度）から実施する】</p> <p>ii) 所管統計調査の企画・設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。【各府省；令和 5 年度（2023 年度）から実施する】</p>
<p>備考（留意点等）</p>	